**統一的な基準による全体財務書類に係る注記**

１　重要な会計方針

　(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　ア　昭和59年度以前に取得したもの････････････再調達価額

　　　　　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　　イ　昭和60年度以降に取得したもの

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　　　　ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　②　無形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　(2)　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的以外の有価証券

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････取得価額

②　出資金

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

　(3)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　個別法による低価法

　(4)　有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　建物　　　 8 年 ～ 50 年

　　　　　　工作物　　 3 年 ～ 80 年

　　　　　　物品　　　 3 年 ～ 20 年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

　　③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･･･････････････････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　(5)　引当金の計上基準及び算定方法

　　①　徴収不能引当金

　　　　未収金・長期延滞債権については、過去5年間の不納欠損額から算定した不納欠損率により、

徴収不能見込額を計上しています。

　　②　退職手当引当金

　　　　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給

された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美咲町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

　　③　賞与等引当金

　　　　翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

　(6)　リース取引の処理方法

　　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　(7)　資金収支計算書における資金の範囲

　　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

　　　なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

　(8)　消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

　(9)　 その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　　①　物品の計上基準

　　　　物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

　　②　上記以外の固定資産の計上基準

　　　　建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について、資産として計上しています。

③　資本的支出と修繕費の区分基準

　　　　資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

該当はありません。

３　重要な後発事象

　　該当はありません。

４　偶発債務

　(1)　保証債務及び損失補償債務負担の状況

　　 該当はありません。

　(2)　係争中の訴訟等

　　 該当はありません。

５　追加情報

(1)　連結対象団体（会計）

　　　　一般会計

　　　　住宅新築資金等貸付特別会計

　　　　みさきネット事業特別会計

　　　　津山・柵原線共同バス運行事業特別会計

　　　　津山・西川線共同バス運行事業特別会計

　　　　旭川ダム沿線バス運行事業特別会計

　　　　久米郡障害程度区分認定審査事業特別会計

　　　　国民健康保険事業特別会計

　　　　介護保険事業特別会計

　　　　介護サービス事業特別会計

　　　　国民健康保険診療所事業特別会計

　　　　後期高齢者医療特別会計

　　　　久米郡介護認定審査事業特別会計

　　　　下水道事業特別会計

　　　　柵原公共下水道事業特別会計

　　　　中央公共下水道事業特別会計

※以下の会計については、地方公営企業法の財務規程等が適用されていない地方公営企業のうち、当該規程等の適用に向けた作業に着手しているため、連結対象団体（会計）の対象外としています。

したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

　　　　柵原飯岡簡易水道事業特別会計

　　　　柵原北部簡易水道事業特別会計

　　　　柵原中央簡易水道事業特別会計

　　　　統合簡易水道事業特別会計

　　　　中央簡易水道事業特別会計

　　　　中央北部簡易水道事業特別会計

　　　　中央打穴・大垪和簡易水道事業特別会計

　(2)　出納整理期間

　　　地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　(3)　売却可能資産

　　　ア　対象範囲

　　　　　庁内組織等において売却可能性があると判断した公共資産

　　　イ　内訳

　　　　　該当はありません